

資料1

令和8年度沖縄県国土利用計画
審議会

国土利用計画の概要 について

沖縄県企画部県土・跡地利用対策課

1 国土利用計画の性格と役割

- (1) 国土利用計画は、国土利用計画法第2条に示す国土利用の基本理念に即し、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することを目的として策定される最も基本的な計画であり、行政上の指針となるものである。
- (2) 国土利用計画は、全国計画（法第5条）、都道府県計画（法第7条）、市町村計画(第8条)から構成されており、都道府県計画は全国計画を基本とし、市町村計画は都道府県計画を基本とする。
また、国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としている。
- (3) これまでは、限りある国土を有効に利用するという観点から、無秩序な開発に歯止めをかけるなど土地需要を量的に調整する役割を期待されてきた。しかし、人口減少下で土地需要が減少する時代においては、国土を適切に管理し荒廃を防ぐ等、国土利用の質的向上を図る側面が重要となってきた。

※直接開発の根拠となる計画ではない

※一言で表現すると「土地利用の長期構想」

2 国土利用計画の計画事項 [§令第1条：(全国、都道府県、市町村計画の計画事項)]

(1) 国土の利用に関する基本構想

国土利用の基本理念や国土の特性と国土利用をめぐる人口や産業、環境問題などの視点から「1 国土利用の基本方針」を掲げるとともに、都市、農山漁村、自然維持地域などの「2 地域類型別（都市、農山漁村、自然維持地域）の国土利用の基本方向」及び農地や森林、宅地などの国土の「3 利用区分別（農地、森林、宅地等）の国土利用の基本方向」を示したものの。

(2) 国土利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

上記（1）の基本構想を受けて将来の国土利用の姿を「1 利用区分ごとの規模の目標」及び「2 地域別の概要」で示したものの。

【利用区分：農地、森林、原野等、水面等、道路、宅地、その他 の7区分】 【地域：北部、中部、南部、宮古、八重山】

※「規模の目標」とは、都市計画、農振計画、森林計画等の個別規制法に基づく各種計画を前提とし、利用区分別の現況と変化についての調査に基づいた必要な土地面積の予測や土地利用の実態との調整を踏まえて設定されるもの。

(3) 上記(2)に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

土地利用関連法制等の適切な運用、国土の保全と安全性の確保、持続可能な国土の管理、土地利用転換の適正化等土地利用上必要とされる保全及び有効利用等に関する措置の概要を示す。

3 国土利用計画と各種計画との関係

(1) 国の計画

国の国土利用計画（全国計画）以外の国の計画は、国土の利用に関しては、全国計画を基本とするものとされている。（法第6条）

国土の利用に関しては全国計画を基本としつつ、その利用において配意されるべき諸々の国土条件を維持向上させ望ましい国土利用を実現するための総合的施策は国土形成計画で示すこととしている。

(2) 土地利用基本計画

国土利用計画が国土利用の将来像を示す長期的な構想であるのに対して、土地利用基本計画は、都市計画法等の各個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として各種土地利用間の行政内部の総合調整機能を果たす図面表示を中心とする即地的な計画となっている。

(3) 個別規制法

個別規制法による土地利用については、国土の均衡ある発展や保全のため、個別規制法の上位計画である土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう規制に関する措置を講ずるものとされている。

土地利用基本計画を通して、国土利用計画と個別規制法による土地利用とが基本的方向において一体性を確保するものとなっている。

(4) 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画は、将来像の実現に向けた「基本方向」や「基本施策」などを明らかにした県の総合的な計画であると同時に、沖縄振興特別措置法に位置付けられた沖縄振興計画としての性格を持ち合わせるものである。

沖縄県国土利用計画は、県土の利用に関する最上位の計画として沖縄振興計画の基本方向に即し、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画を補完する個別計画とされている。

国土利用計画関係体系図

国土利用計画（法第4条）

《計画の策定事項》

- 1 国土利用に関する基本構想
- 2 利用区分ごとの規模の目標 等

【全国計画】

[国土の利用に関する基本的事項]

国土の利用に
関して基本とする

基本とする

【沖縄県計画】

[県レベルの国土の利用に関して必要な事項]

基本とする

基本とする

基本とする

【市町村計画】

[市町村レベルの国土利用に関して必要な事項]

基本計画を補完する個別計画

県の総合計画

新・沖縄21世紀ビジョン
基本計画

- 施策展開事業
- 特定分野補完計画

市町村が策定した個別規制法に
基づく計画間の相互調整を図る

国の各種計画

国の計画は、**国土の利用**に関しては国土利用計画を基本とする（§ 法第6条）

国土形成計画

（**国土の利用**、整備及び保全の基本方針を定める）

- ・土地、水その他の国土資源の利用及び保全に関する事項
- ・排他的経済水域等の利用及び保全に関する事項
- ・震災、水害等災害の防除及び軽減に関する事項
- ・都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備に関する事項
- ・産業の適正な立地、交通施設・情報通信施設の利用、整備及び保全 等

《土地利用基本計画》（§ 法第9条） （都道府県が策定）

○五地域区分と各種土地利用間の調整等

- 1 都市地域
- 2 農業地域
- 3 森林地域
- 4 自然公園地域
- 5 自然保全地域

即して適正かつ合理的な土地利
用を図る（法第10条）

※個別規制法は、土地利用基本計画に即
して適正かつ合理的な土地利用が図ら
れるよう、土地利用の規制に関する措
置を講ずる。

個別規制法

都市計
法

○都市計画区域
（都市計画）

農
振
法

○農業振興地域
（農業振興整備計画）

森
林
法

○国有林
○民有林
（地域森林計画）

自然公
園
法

○国立自然公園
○国立・国定公
園（公園計画）

自然保
全環
境
法

○自然環境保全地域

<参考> 関係法令

● 国土利用計画法

第6条（全国計画と他の国の計画との関係）

全国計画以外の国の計画は、国土の利用に関しては、全国計画を基本とするものとする。

第10条（土地利用の規制に関する措置等）

土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、（中略）土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとする。

● 国土形成計画法

第14条 沖縄振興基本方針と国土形成計画との調整は、国土交通大臣が内閣総理大臣と国土審議会の意見を聴いて行うものとする。

● 沖縄振興特別措置法

第4条（沖縄振興計画）

沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする。

2 沖縄振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業に関する事項(中略)
- (11) 社会資本の整備及び土地(公有水面を含む)の利用に関する事項

(参考) 全国計画と県計画の策定状況

	全国計画 策定年月日(基準年次・目標年次)	沖縄県計画 策定年月日(基準年次・目標年次)
第1次	昭和51年5月18日 [閣議決定] (昭和47年・昭和60年)	昭和53年11月 [決定] (昭和51年・昭和60年)
第2次	昭和60年12月17日 [閣議決定] (昭和57年・昭和70年<平成7年>)	昭和63年1月13日 [決定] (昭和60年・昭和70年<平成7年>)
第3次	平成8年2月23日 [閣議決定] (平成4年・平成17年)	平成8年12月27日 [決定] (平成4年・平成17年)
第4次	平成20年7月4日 [閣議決定] (平成16年・平成29年)	平成21年3月31日 [決定] (平成16年・平成29年)
第5次	平成27年8月14日 [閣議決定] (平成24年・平成37年)	平成30年2月28日 [決定] (平成27年・平成39年)
第6次	<u>令和5年7月28日 [閣議決定]</u> <u>(令和2年・令和15年)</u>	<u>改定作業中 (R8年度内)</u> <u>(令和6年・令和19年) 予定</u>